

ID: 128

担当部署: 商工観光課

処分の概要	奨励措置適用の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成31年条例第2号		
【基準】 第4条及び第7条の規定による。 (奨励措置適用の要件) 第4条 奨励措置は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たした事業者に適用するものとする。 (1) 投下固定資産額が、新設を行う事業者については5,000万円以上、増設を行う事業者については3,000万円以上であること。 (2) 常用雇用者が5人以上であること。 (3) 市税等に滞納がないこと。 (4) 旭市暴力団排除条例(平成24年旭市条例第2号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出を要する事業に該当しないこと。 (奨励措置適用の決定) 第7条 第3条に規定する奨励措置の適用を受けようとする事業者は、規則で定めるところにより市長に申請し、奨励措置適用の決定を受けなければならない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第105号		
【基準】 第4条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の許可) 第4条 釣堀センターを使用する者は、釣堀センター入場券(別記様式)の交付を受けなければならない。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 141

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例 第6条(第12条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第105号		
【基準】 第6条及び旭市長熊釣堀センターの管理及び運営に関する規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 市長は、必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の減免) 第5条 条例第6条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げる場合において当該各号に定めるとおりとする。 (1) 市が主催する行事に利用するとき 免除 (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき その都度市長が定める額を減額し、又は免除する。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 142

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市長熊釣堀センターの設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第105号		
【基準】 第7条及び旭市長熊釣堀センターの管理及び運営に関する規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第7条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに因らない事由によって使用できなくなつたと認めるときは、使用料の一部又は全部を還付することができる。 (使用料の還付) 第6条 条例第7条ただし書の規定により使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める金額を還付するものとする。 (1) 釣堀センターの責めに帰すべき理由により場内にとどまることができなくなつたとき 既納の入場料の全額 (2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき その都度市長が定める額			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営海浜プールの設置及び管理に関する条例 第4条(第8条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成26年条例第24号		
【基準】 第4条の規定による。 (使用料の減免) 第4条 市長は、必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 商工観光課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例 第3条第1項(第10条において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	令和4年条例第1号
【基準】 第3条及び第4条並びに旭市暴力団排除条例第10条並びに旭市飯岡刑部岬展望館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定による。 (使用の許可) 第3条 展望館のうち旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)別表第1その1旭市飯岡刑部岬展望館の項に掲げるものを使用しようとする者(施設を占有する者に限る。)は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 市長は、使用許可をする場合において、展望館の管理運営上必要と認める条件を付することができる。 (使用の不許可) 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないものとする。 (1) 使用目的が展望館の設置目的に反すると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3) 展望館の施設、設備、資料等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、展望館の管理運営上支障があると認めるとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。 (使用の許可) 第4条 条例第3条に規定する許可を受けようとする者は、旭市飯岡刑部岬展望館使用許可申請書(第1号様式)を使用日の7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、旭市飯岡刑部岬展望館使用許可書(第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。 3 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用するときは、前項の許可書を職員に提示するものとする。 (使用の変更又は取消し) 第5条 使用者は、使用の変更又は取消しをしようとするときは、旭市飯岡刑部岬展望館使用変更(取消)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、旭市飯岡刑部岬展望館使用変更(取消)許可書(第4号様式)を当該申請者に交付するものとする。	
標準処理期間	7日
備考	

設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日